

【近世①】

統合や連合にあっては法源適用も問題となる。D. 13.7.18.1 は、用益権を負担する所有地に設定された担保権は、混同により用益権が所有権に添加したときにその用益権にも及ぶとする、所有権の渾一性に関わる私法上のテーマを論じている。ところがバルトルス（→105 頁）はこの法文の註解で、ある王国に統合された地域に王国の勅法が適用されるかという問題につき場合を分けて論じ、トゥールーズ伯領がフランス王領に統合された際に、伯領の法律や慣習法が維持された例を挙げていた。アラゴンとの連合後のカスティリヤで独自の法が適用されるとする理論のために、主物・従物を国家統合の形態分類に用いるなど、今日の目からすると私法の問題を扱うローマ法源は、中世法学や近世法学を通じて、今日の公法や国際法の問題にも重要な規範や議論の端緒として機能したのである。

【近世②】

元老院と市民・国民、都市、皇帝、国庫など様々なローマ伝来の概念と並んで、中世には、王の二つの身体の隠喩や団体としての教会の発想を用い、しだいに法人としての国家とその機関という整理が試みられてきた。ボダン、権力の委託、復委任の禁止といったこれまで検討されてきたローマ法や諸国の王の就任誓約儀式など、中世法学や人文主義法学の成果を援用している。

【近世③】

リアルポリティクスの代名詞となるマキャヴェッリ『君主論』（1532 死後出版）が読まれる中、ポテーロには倫理面で後述の後期スコラ学派（→172 頁）と結びつく部分があった。リプシウス『政治学』（1589）もマキャヴェッリを避け、文献学者としてタキトゥスを利用しつつも、時代に相応しい政治学の構築を穏健に試みた。また神聖ローマ帝国では、皇帝よりも帝国議会の権力を重視する論稿も国益概念を用いており、国益は必ずしも君主の絶対主義と結びついたわけではない。

【近世④】

中世の独特な三分割（→102 頁）がなされず、ローマ法大全（corpus iuris civilis）との名称のもと、法学提要、学説彙纂、勅法彙纂の順に掲載されるのが通例となる。修正提案について、法文において否定辞（non）を入れるか否か、つまり「成立する」と読まれてきたテキストを「成立しない」に修正するのは深刻な問題である。後にオランダで『否定辞検討集』としてまとめられた。

【近世⑤】

十二表法制定時の十人官の残虐、平民が権利を獲得する聖山事件、自由の暫定的占有を問題とするウェルギニア事件などを簡潔に報告する D. 1.2.2.24 につき、リウィウス『ローマ史』やキケロ『カエキーナ弁護論』『法律論』などを参照し、大胆な法文修正を主張する。債権者の危険負担ゆえに利息制限を受けない海上消費貸借を論じる法文に提起されていた語順や節の区切問題についても、ギリシアの海上貿易の知識に基づき新たな解説を試みた。

【近世⑥】

ファールは『推測論』(6巻10章)で、典型契約である売買と「あなたが物を与えるようにと私が金銭を与える」(do ut des)型の間の三つの違いを鮮明にする。(1)売買の売主は安全な占有を引き渡す義務を負うのに対し、後者での「与える」者には所有権移転と第三者の担保権行使にそなえて追奪担保供与義務がある。(2)特定物売買では危険負担の債権者主義であるのに対し、後者では先履行者は後悔権が行使できる。(3)金銭支払いは、売買では弁済として債務を消滅させるのに対し、後者では債権債務関係を発生させる。18世紀のポティエ『新たな体系によるパンドクテン』は、D. 12.4.16をD. 19.5に移し、ローマ法のこの区別を意識し堅持していた。対してフランス民法や(2017年改正前の)民法は、所有権移転型売買にローマ売買法の危険負担の準則(債権者主義)を適用した。民 536条および改正前民 534条参照。

【近世⑦】

ドマの体系自体はそれほど支持されず、「人・物・行為そして訴訟」という法学提要編序が依然として主流であった。体系化の試みは、ジベール『自然的秩序に配列された準則によるカノン法大全』のようにカノン法分野でも見られた。フランスでは、正原因の存在の推定を認める証明責任や手形の無因性といった実務上の問題に、高等法院の判例も重要な役割を果たした。

【近世⑧】

委任や委譲概念を強調し「国民は立法権のすべてを放棄したわけではない」とした中世法学の大きな流れとは一線を画した説明である。国民から元首への権力委譲は撤回可能かどうか、註解学派の中心的な論点であった(→102頁)。委譲や移譲の概念はヨーロッパ統合の憲法問題にも重要な意味を持つ(→316頁)。

【近世⑨】

親子、近親、解放奴隷、奴隷や奴婢さらには家産を含む広い家概念は、遺贈と信託遺贈に関する C. 6.38.5 でユスティニアヌス帝が定義している。他方で、例えばバルトルス(→105頁)は、自権相続人を家父の死亡前にもすでに共有者のごとく扱う D. 28.2.11 に対する註解で、familia とは法的には家産の意味である(familia accipitur in iure pro substantia)としていた。

【近世⑩】

プーフェンドルフは、『自然法と万民法』(5.10.8)で、違反した場合の破廉恥の制裁に支えられた信託を、独立した契約ではなく付加的合意に位置づけるにあたり、キケロやビュデ、キュジャスを援用している。グロティウスもそうであるが、人文主義法学と自然法論は断絶してはいたわけではない。

【近世⑪】

魔女裁判実務の経験後 1701 年に『魔女罪について』を公刊する。魔女は悪魔と交わり、人、作物、家畜に被害を与えると信じられ糾弾され処刑された。修道士クラマーによる『^{Malleus Maleficarum}魔女への鉄槌』は魔女の定義や裁判手続を解説した手引書である。医師ヴァイヤーの『悪魔による眩惑』は幻覚説に立ちこれを非難し、医学による治療を提唱する。ボダン『魔女の悪魔狂』は国家を擁護して魔女殲滅を目指し、例外的犯罪として厳罰を求める。魔女裁判は地域にもよるが 16 世紀に激増し 17 世紀にかけて猛威をふるったが、フランス高等法院などは穏健だったとされる。

【近世⑫】

1479 年ニュールンベルク、1509 年フランクフルトのように、中世以来の都市法が改革される時期でもあった。ラテン語と俗語が混在し、判例法理や地域特別法が述べられる均整を欠いた見通しの悪い法学文献を捉えて、(狭義の)現代的慣用は、バロックの時代思潮に結びつけられることもある。イギリスのダックの小論『ローマ人の市民法の慣用と権威について』(1653 年)は、当時の欧州諸国・各地域の皇帝権や教皇権との関係、主権的地位、自由な立法権、ローマ法の適用状況につき優れた概観を伝えている。

【近世⑬】

メノキオ『推定論』(3.66)は、遺言における補充指定の解釈が疑わしい場合、信託遺贈は相続人に負担を課す嫌悪の対象であり、負担は少ないことが推定され、信託遺贈補充指定ではなく、通常補充指定が推定されるとする。

【近世⑭】

ロワゼルはカトリーヌ・ド・メディシスの弁護士で、カルヴァン派に対する訴訟の検察官、そしてパリ慣習法の改訂者として実務に携わった。法準則をまとめた学説彙纂 50 巻 17 章から着想を得た『慣習法提要』は慣習法の準則を簡潔な表現にまとめ、死後も改訂が続き広く受け入れられた。

【近世⑮】

メウイウスは、ローマ法上は使用貸借の借主に盗訴権が認められているのだから、借主は第三者へ有効に譲渡できるとする学説も紹介する。普通法に反する固有法の規定についてさえ、ローマ法に根拠を見出そうとする法学者の態度がうかがえる。

【近世⑯】

カルプツォフも相続契約を原則として無効としつつ、中世以来の君主や貴族の兄弟間相互相続契約や皇帝の承認など例外を列挙する。メウイウス『リューベック法註解』は、条例法・カノン法・慣行により導入された例外のみを認める。しかし、判決では宣誓なき相続放棄契約の慣行などを述べた後、ドイツでは今日慣行により相続契約は有効であるとする。そして「継受が確認されない限り、ローマ法には拘束されない」として、証明責任の転換をはかった。

【近世⑰】

第一部「人の法」と第二部「物権法」（ともにほぼ同時に仏訳、ほどなくして英訳）が公刊されたが、第三部「債権法と刑法」は公刊されなかった。

【近世⑧】

・『プロイセン一般ラント法』（ALR：Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten, 1794）の体系（節については省略している章もあります）

序章

I. 法律一般について 1-72 条

II. 法の一般原則 73-108 条

第1部

第1章 人および人の権利一般について 1-45 条

第2章 物および物の権利一般について 1-141 条

第3章 行為および行為に基づき成立する権利について 1-49 条

第4章 意思表示について 1-169 条

第5章 契約について 1-453 条

第6章 不法行為に基づき成立する義務および権利について 1-138 条

第7章 保管および占有について 1-250 条

第8章 所有権について 1-191 条

第9章 所有権取得一般、および特に所有権の直接取得態様 1-669 条

第1節 原始的占有取得について

第8節 相続財産の取得について

第9節 時効について

第10章 所有権の間接取得について 1-25 条

第11章 生存者間の契約に基づく所有権取得の権原について 1-1177 条

第1節 売買行為について

第2節 交換契約について

第3節 権利の譲渡について

第4節 相続財産の売買について

第5節 委託販売契約について

第6節 射倖行為および不確実な期待について

第7節 消費貸借契約について

第8節 物と行為または行為と行為を対価とする契約について

第9節 贈与契約について

第12章 死因処分にに基づき生じる所有権取得の権原について 1-656 条

第1節 遺言と小書付について

第2節 相続契約について

第13章 第三者を通じての物の所有権および権利の取得について 1-280 条

第1節 代理権を付与する委任について

第2節 先行する委任なき他人の行為の引受け（事務管理）について

- 第3節 有益費について
- 第14章 所有権および権利の保存について 1-469条
 - 第1節 寄託契約について
 - 第2節 他人の物および財産の管理について
 - 第3節 担保および保証について
 - 第4節 質の設定
 - 第5節 異議申立
- 第15章 所有権の追求について 1-56条
- 第16章 権利および債務が消滅する態様について 1-512条
 - 第1節 債務の履行一般について
 - 第2節 弁済について
 - 第3節 供託について
 - 第4節 代物弁済について
 - 第5節 指図について
 - 第6節 相殺について
 - 第7節 債務の放棄について
 - 第8節 和解について
 - 第10節 混同による権利および債務の消滅
- 第17章 共有について 1-388条
 - 第1節 共有一般について
 - 第2節 共同相続人の共有について
 - 第3節 契約により成立する共有について
 - 第4節 共有の分割について
 - 第5節 境界線確定について
- 第18章 分割所有権について 1-819条
 - 第1節 封（レーン）について
 - 第2節 永借地について
- 第19章 他人の所有権に対する対物権および対人権一般について 1-33条
- 第20章 他人の物の本体に対する権利について 1-657条
 - 第1節 質権について
 - 第2節 留置権について
 - 第3節 先買権、優先買取権、買戻権について
- 第21章 他人の所有権に対する使用収益の権利について 1-650条
 - 第1節 用益権について
 - 第2節 永小作権について
 - 第4節 耕作に供せられる農場および不動産について

第22章 不動産に対する相互の権利について 1-650条

第23章 強制権および罰令権について 1-94条

第2部

第1章 婚姻について 1-1131条

第1節 婚姻の有効要件について

第2節 婚約について

第3節 完全に有効な婚姻の遂行について

第4節 その人格に関する夫婦の権利および義務

第5節 その財産に関する夫婦の権利および義務について

第6節 夫婦間の財産共通制について

第7節 死亡による離婚について

第8節 判決による離婚について

第9節 左手婚姻について

第10節 違法に締結された婚姻の法律効果について

第11節 非婚同衾の法律効果について

第2章 親子相互の権利および義務について 1-773条

第1節 嫡出子について

第2節 子が家父権に服している間の、右手婚姻からの親子の権利および義務について

第3節 子の固有財産について

第4節 家父権の消滅について

第5節 子と他の卑属の相続について

第6節 親および他の尊属の相続について

第7節 未成熟補充指定について

第8節 左手婚姻からの子について

第9節 非婚同衾から生まれた子について

第10節 養子縁組について

第11節 継父継母、異母異父兄弟の結合について

第12節 里子について

第3章 他の家族構成員の権利および義務について 1-53条

第4章 家族の全構成員に共通の権利について 1-250条

第1節 家族の全構成員に共通の権利について

第2節 家族財団について

第3節 永続的家族世襲財産（信託遺贈）について

第4節 家族世襲財産（信託遺贈）の承継順序について

第5節 信託遺贈の受益者と最後の占有者の相続人との分割について

第6節 家族財産に対する〔家族の〕優先権について

- 第5章 主人と奉公人の権利および義務について 1-208 条
- 第6章 組合一般について、特に団体と市町村について 1-202 条
- 第7章 農民身分について 1-548 条
 - 第1節 農民身分一般について
 - 第2節 村落共同体について
 - 第3節 農村の隷民について、およびその主人との関係について
 - 第4節 隷民の人的義務権利について
 - 第5節 その財産に関する隷民の権利および義務について
 - 第6節 隷民の労務について
 - 第7節 隷民の貢租と租税について
 - 第8節 隷民身分からの解放について
- 第8章 市民身分について 1-2464 条
 - 第1節 市民身分一般について
 - 第2節 都市および都市団体について
 - 第3節 手工業者および同業者組合について
 - 第4節 職人および工場労働者について
 - 第5節 ビール販売業者、飲食販売業者、宿主、飲食販売を業とするその他の者について
 - 第6節 薬剤師について
 - 第7節 商人について
 - 第8節 手形について
 - 第9節 商業証券および支払指図について
 - 第10節 仲買人について
 - 第11節 船主、船長、傭船者について
 - 第12節 船荷損および海損について
 - 第13節 保険について
 - 第14節 海上消費貸借について
 - 第15節 輸送業者について
- 第9章 貴族身分の義務権利について 1-100 条
- 第10章 国の官吏の権利および義務について 1-145 条
- 第11章 教会および信仰団体の権利ならびに義務について 1-1232 条
 - 第1節 教会団体一般について
 - 第2節 教会団体の構成員について
 - 第3節 教会団体の長および代表者について
 - 第4節 教会団体の所領および財産について
 - 第5節 教区について
 - 第6節 司祭およびその権利について

- 第7節 教会の世俗使用人について
- 第8節 教会の保護者について
- 第9節 教区教会の所領および財産の管理について
- 第10節 教区司祭の所領と所得について
- 第11節 十分の一税およびその他の教会税について
- 第12節 宗教団体一般について
- 第13節 カトリック司教座聖堂参事会および参事会について
- 第14節 参事会聖堂について
- 第15節 修道会について
- 第16節 宗教騎士団について
- 第17節 司教座聖堂参事会員について
- 第18節 修道士および修道会の人員について
- 第19節 宗教騎士団の構成員について
- 第20節 プロテスタントの財団、修道院、騎士団およびその構成員について
- 第12章 学校および大学について 1-129条
- 第13章 国の権利および義務について 1-18条
- 第14章 国の歳入および国庫の権利について 1-85条
- 第15章 国道、大河、港湾、海岸に関する国の権利および国王大権について 1-247条
 - 第1節 大街道および街道について
 - 第2節 河川および港湾について
 - 第3節 関税権について
 - 第4節 郵便高権について
 - 第5節 水車高権について
- 第16章 無主物に対する国の権利について 1-480条
 - 第1節 無主地に対する国の権利について
 - 第2節 相続人不存在（曠欠）の遺産に対する国の権利について
 - 第3節 狩猟高権について
 - 第4節 鉱山高権について
- 第17章 隷民の特別な保護のための国の権利および義務について 1-183条
 - 第1節 裁判権について
 - 第2節 移住について、転居・移住税について
- 第18章 後見および保佐について 1-1007条
 - 第1節 後見人または保佐人が選任されなければならない者について
 - 第2節 後見人および保佐人に選任され、選任されなければならない者について
 - 第3節 後見の職権を引き受ける義務があり、またその能力のある者について
 - 第4節 後見人の義務と追認について

- 第5節 後見人の権利および義務一般について
- 第6節 被後見人の生計の配慮および教育について
- 第7節 被後見人の財産の配慮について
- 第8節 後見の消滅について
- 第9節 保佐人の権利および義務について
- 第19章 救貧院およびその他の慈善財団について 1-89条
- 第20章 犯罪とその刑罰について 1-89条
 - 第1節 犯罪および刑罰一般について
 - 第2節 国に対する犯罪（国事犯）一般について、特に反逆罪について
 - 第3節 国外からの国の安全に対する罪（外患罪）について
 - 第4節 国内の平穏および安全に対する罪について
 - 第5節 国に対する畏敬の侵害について
 - 第6節 宗教団体に対する侮辱について
 - 第7節 国の留保権の僭称および侵害について
 - 第8節 国の使用人の犯罪について
 - 第9節 私人の不法行為（に対する刑罰）について
 - 第10節 名誉毀損について
 - 第11節 生命身体に対する侵害について
 - 第12節 性犯罪について
 - 第13節 自由の侵害について
 - 第14節 財産の侵害一般について、特に、窃盗について
 - 第15節 私益および詐欺による財産の可罰的侵害について
 - 第16節 復讐、害意および軽率による財産の侵害について
 - 第17節 公の危険をともなう侵害について

・『オーストリア一般民法典』(ABGB: Allgemeines bürgerliches Gesetzbuch für die gesammten Deutschen Erbländer der Österreichischen Monarchie, 1811)の体系

- 序 民事法律一般について 1-14 条
- 第1部 人の法について
 - 第1章 人の性質と関係に関する権利について 15-43 条
 - 第2章 婚姻の法について 44-136 条
 - 第3章 親子間の法について 137-186 条
 - 第4章 後見および保佐について 187-284 条
- 第2部 物に対する法(権利)について
 - 物とその法的分類について 285-308 条
 - 第1編 対物的な権利(物権法および相続法)について
 - 第1章 占有について 309-352 条
 - 第2章 所有権について 353-379 条
 - 第3章 先占による所有権の取得について 380-403 条
 - 第4章 符合・添付(従物取得)による所有権取得について 404-422 条
 - 第5章 引渡しによる所有権取得について 423-446 条
 - 第6章 質権について 447-471 条
 - 第7章 役権について 472-530 条 [地役権のみならず人役権も含む]
 - 第8章 相続権について 531-551 条
 - 第9章 終意の表示一般および特に遺言について 552-603 条
 - 第10章 補充指定 *sostituzioni* および信託遺贈について 604-646 条
 - 第11章 遺贈について 647-694 条
 - 第12章 終意の制限(条件・期限)および撤回 695-726 条
 - 第13章 法定相続について 727-761 条
 - 第14章 義務分ならびに義務分および相続分における持戻し 762-796 条
 - 第15章 遺産占有の取得について 797-824 条
 - 第16章 所有権の共有および他の物権の準共有について 825-858 条
 - 第2編 物に対する対人的な法(権利)について
 - 第17章 契約一般について 859-937 条
 - 第18章 贈与について 938-956 条
 - 第19章 寄託契約について 957-970 条
 - 第20章 使用貸借契約について 971-982 条
 - 第21章 消費貸借契約について 983-1001 条
 - 第22章 委任および他の種類の事務管理 1002-1044 条
 - 第23章 交換契約 1045-1052j 条
 - 第24章 売買契約について 1053-1089 条

- 第 25 章 賃貸借・永小作・永借契約について 1090-1150 条
- 第 26 章 雇用契約について 1151-1174 条
- 第 27 章 財産共有の組合契約 1175-1216 条
- 第 28 章 夫婦財産契約について 1217-1266 条
- 第 29 章 射倅契約について 1267-1292 条
- 第 30 章 損害賠償および弁済の法について 1293-1341 条
- 第 3 部 人の法と物の法の共通規定について
- 第 1 章 権利および義務の（人的・物的）担保について 1342-1374 条
- 第 2 章 権利および義務の変更 mutazione について 1375-1410 条
- 第 3 章 権利および義務の消滅について 1411-1450 条
- 第 4 章 消滅時効と取得時効について 1451-1502 条

【近世⑱】

オーストリア民法 629 条。但し、信託遺贈を規定する 618 条～645 条は今日では削除されている。

【近世⑳】

後位相続人指定とは、被相続人が、相続人死亡など一定の場合に、指定された第二の相続人を指定し、相続財産を引き渡す義務を課す処分である。

【近世㉑】

もっとも財団に頼らずに貴族名家の美術コレクションが散逸を免れたのはこうした制度のおかげである。全面的廃止への道のりは様々である。先駆的に制限や廃止を行ったのは、1747 年ダゲッソーによる補充指定王令を通じ 2 代に限定したフランス、1763 年マリア・テレジアが 1 代に限定したミラノ公国、1789 年 2 月息子レオポルドが将来の設定を禁止したトスカーナ公国である。フランス民法 896 条による禁止を経たナポレオンによる再導入、1938 年オーストリアでの最終的廃止、制限的に承認するイタリア民法 692 条に対する 1975 年家族法改正による一般的禁止の実現などを挙げるができる。